

法廷科学と証人対面条項

—米国連邦最高裁判所 2024 年 6 月 21 日判決—

Smith v. Arizona, 602 U.S. ____ (2024)

岡原記念英米法研究会
弁護士（日本及びニューヨーク州）
弘中聡浩 Akihiko Hironaka

I はじめに

法廷科学に関する専門家証人の証言が、一定の事実を前提とすることがある。専門家証人が前提事実について証言しながら、これについて一次的知識を持たない場合、被告人は、この専門家証人に前提事実に関する反対尋問を行っても意味のある証言を引き出すことはできない。本件は、専門家証人のこのような証言を根拠に有罪とされた被告人が、憲法修正第6条の証人対面条項に照らし、前提事実について反対尋問を行う権利を侵害されたかを争った事件である。

II 事案の概要

申立人ジェイソン・スミスは、販売目的での危険な薬物（メタンフェタミン）の保有、販売目的でのマリファナの保有、販売目的での麻薬（大麻）の保有、及び麻薬関連器具の保有の容疑でアリゾナ州裁判所に起訴された。アリゾナ州公安局が運営する刑事ラボの分析官であるエリザベス・ラストは、押収された物品を分析し、押収された8物品に使用可能な量のメタンフェタミン、使用可能な量のマリファナ、使用可能な量の大麻が含まれていたとのメモ及び報告書を作成した。ところが、その後、ラストがラボ

での仕事を辞めたことから、検察官は、ラストの代わりにグレゴリー・ロンゴーニを証人として申請することとした。ロンゴーニは、当該事件にはそれまで関わっておらず、ラストの報告書及びメモを検討して本事件の審理の準備をした。ロンゴーニは、ラストが物質の分析に用いた科学的方法を説明し、当該分析は化学の一般原理だけでなく、ラボの方針及び実務を遵守しており、例えば試験装置が汚染されていないことを確認するためにブランク・テスト（空試験）を実行していたと述べた。その上で、ロンゴーニは、押収された物品は、使用可能な量のマリファナ、使用可能な量のメタンフェタミン及び使用可能な量の大麻であると述べた。

スミスはこのような証言を根拠に有罪判決を受け、州控訴裁判所もこの判決を支持した。スミスは、ロンゴーニの証言を根拠に有罪とされたことは、スミスの反対尋問を行う権利を侵害したと主張し、連邦最高裁判所に上告を申し立てた。